

航空機局の無線局変更申請手続の簡素化に係る省令改正案についての意見募集

総務省は、「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」（座長：安藤 真 東京工業大学大学院教授）の報告を踏まえ、航空機局における予備装置の組込みの際の変更申請手続を簡素化するため、電波法施行規則の一部改正案を作成しました。

つきましては、同改正案について、平成 25 年 4 月 13 日（土）から同年 5 月 13 日（月）までの間、意見の募集を行います。

1 背景

総務省では、平成 24 年 7 月の閣議決定により、航空機に搭載する無線局の定期検査制度の見直し等について提言されたことを受け、平成 24 年 8 月から平成 25 年 3 月まで「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」を開催し、航空機に搭載する無線局の検査や無線設備の製造番号管理について検討を行ってきました。

その結果、平成 25 年 3 月に公表した本検討会の報告において、航空機局に共通予備装置を組込む際の無線局申請手続について、現状では変更検査を要していたものを省略可能なように簡略化する旨の提言がなされました。

については、本検討会報告を踏まえ、航空機局の無線設備の機器と検定合格機器との取替え工事については、同一型式によるものであれば、変更検査を要しないこととしました。

このため、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案を作成しましたので、意見を募集します。

2 改正案の概要

航空機局の無線設備の機器と検定合格機器との取替え工事について、同一型式によるものである場合は変更検査を要しないこととします。

3 意見公募対象及び意見公募要領等

- (1) 意見公募対象
電波法施行規則の一部を改正する省令案（別添(PDF)）
- (2) 意見提出期限
平成 25 年 5 月 13 日（月）午後 5 時（必着）（郵送の場合は、同日付けの消印まで有効）
- (3) 意見公募要領
別紙のとおりです。

4 今後の予定

寄せられた意見を踏まえ、関係法令の改正を行う予定です。

【参考】

- 航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koukuu_musen_kentou/index.html

(連絡先)

総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

日高課長補佐、長澤航空係長

電 話：(代表) 03-5253-5111 (内線 5902)

(直通) 03-5253-5902

F A X : 03-5253-5903

E-mail : aeronautical.radio×ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「×」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ

(<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]

(<http://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載するとともに、末尾の連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

1 下記（１）～（３）

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

2 下記（４）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（１） 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW
- フォーマット形式：Windows システムに対応したもの
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせ）

ください。

- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんので御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

担当：日高課長補佐、長澤航空係長

電話：(直通) 03-5253-5902

(代表) 03-5253-5111 内線5902

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：aeronautical.radio@ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

※ スпамメール対策のため、「@」を「×」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ 意見の内容はできる限りメール本文に記載して送付してください(コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

※ 添付ファイルにより意見を提出される場合は、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルでお願いします(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 25 年 5 月 13 日 (月) 午後 5 時 (必着) (ただし、郵送については、平成 25 年 5 月 13 日 (月) 付けの消印まで有効とします。)

なお、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、御了承ください。

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部衛星移動通信課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 航空機局の無線設備の機器であつて、検定合格機器たる無線設備の機器の取替えの工事（同一型式によるものに限る。）</p> <p>(3) ～ (18) （略）</p>	<p>別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （同上）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 航空機に設置する無線設備の機器と検定合格機器たる当該無線設備の機器との取替えの工事であつて、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に通知したもの</p> <p>(3) ～ (18) （略）</p>